

第6 報告及び検査

〔法〕（報告及び検査）

第25条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管又は販売の事業を行う者からその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

岡山県では、法の執行にあたり、事業を行う者から報告を求めたり、帳簿・書類などを検査する場合があります。

特に、手続きを行わずに事業を開始した場合や、事業開始後に事業の開始届、廃止届、休止届などの手続きがない場合は、職員が事業場所へ立入検査を行う場合がありますので、ご了承ください。

また、酪農事業施設新設承認申請若しくは変更の承認申請、又は酪農事業施設の届出若しくは変更の届出の際、施設の設置状況を確認する場合があります。